

診療科偏在対策のための適切な遠隔医療等推進事業 公募要領

1. 総則

本要領は厚生労働省が診療科偏在対策のための適切な遠隔医療等推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）により行う、適切な遠隔医療のために必要な実証研究の実施やマニュアルの作成（以下「本事業」という。）を行う団体を公募により選定するための手続き等を定めるものである。

2. 事業の目的

実施要綱の1による。

3. 事業の内容

実施要綱の3による。

4. 事業の実施主体

実施要綱の2に規定するとおり、以下のア又はイのいずれかに該当する学術団体等とする。

ア 基本領域診療科（※）ごとの専門的知見を有する「学術団体」

※ この際、基本領域とは、内科、整形外科、精神科、外科、眼科、小児科、耳鼻咽喉科、産婦人科、皮膚科又は総合診療とし、当該領域に関する幅広い知見を有する医学・医術に関する学術団体を実施主体として想定している。

例外として、当該団体が応募しない場合には、以下のいずれかの応募も可能とする。

(i) 内科又は外科の領域について、連動研修を行いうる領域として令和8年2月時点で日本専門医機構が認定したサブスペシャリティ領域に限り、当該サブスペシャリティ領域に関する知見を有する医学・医術に関する学術団体による応募。

(ii) (i)以外の領域について、当該領域に係る団体がやむを得ず事業を実施できない場合であって、当該団体の承認又は推薦を受けて事業の実施を依頼されていることが確認できる書類の提出がある場合に限り、当該団体以外の1つの学術団体による応募。

イ 「ア」に対して進捗の管理、支援等を行う「統括団体」

なお、事業実施者の採択については、企画書の評価結果等を総合的に判断するものとする。

5. 事業の実施期間

選定日から令和9年3月31日まで

6. 本事業に係る補助金の交付について

本事業の補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、厚生労働省所管補助金交付規則（平成12年厚生省、労働省令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づき、国庫補助を行うことができるものとする。

7. 応募団体に関する諸条件

本事業に応募する団体（以下「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たすものであることとする。

- (1) 本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に管理能力を有すること。
- (3) 日本国内に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

8. 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「診療科偏在対策のための適切な遠隔医療等推進事業応募申込書」（別紙様式1）とともに、以下の項目について具体的に記載した、「診療科偏在対策のための適切な遠隔医療等推進事業企画書」（以下「企画書」という。）を作成し提出すること。

【企画書記載項目】

※用紙サイズはA4とし、①～⑤及び⑦の様式は任意とする。

- ①-a 応募団体における遠隔医療に関する過去の取組実績及び診療科偏在への取組状況（※ア「学術団体」に応募する場合のみ）
 - ・ 応募団体に関わる診療領域において活用が考えられる遠隔医療の種類（オンライン診療、遠隔での若手医師等の指導など）
 - ・ 遠隔医療の導入を通じて応募団体に関わる診療領域において期待する効果（もし、団体が有している場合は、期待する効果に関する実証研究の成果等）

- ・現時点で把握している課題
- ①-b 統括団体としての実施体制（※イ「統括団体」に応募する場合のみ）
 - ・複数学術団体の進捗管理および横断的な調整体制
 - ・成果の収集・統合および成果物（マニュアル等）の作成方針
 - ・外部委託の活用方針および委託先の管理・ガバナンス
- ②本事業における責任者の役割と選定基準
- ③医療機関・医師・患者個人データ管理の体制
- ④本事業に係る計画案
 - ・本事業による達成目標
 - ・実証研究の概要（医療機関の選定方法、実施スケジュール、評価基準、必要な費用の用途等）
 - ・成果物（報告書、マニュアル等）の活用方法
 - ・（ア「学術団体」に応募する場合であって、基本領域学会以外の学術団体の場合）基本領域学会の承認又は推薦を受けて事業の実施を依頼されていることが確認できる書類（様式は問わないが、基本領域学会の理事長等から事業の実施を依頼されていることを証する書類とすること。）
- ⑤本事業に係る都道府県等との連携体制
- ⑥事業費の積算（別紙様式2による）
- ⑦事業の実施に係る会計処理等の事務処理の実施体制
- ⑧ワークライフ・バランス等の推進に関する認定の有無（別紙様式3による）なお、認定を受けている、及び届出をしている場合は、認定の対象とする認定等を証する書類の写しを添付すること。
 - ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
 - ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届
 - ・次世代法に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
 - ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書

（2）応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

① 提出期間

令和8年3月9日（月）～令和8年3月24日（火）※消印有効

② 提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局医事課医師臨床研修推進室あて

※郵送する場合は、封筒の宛名面に「診療科偏在対策のための適切な遠

隔医療等推進事業企画書在中」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局医事課

TEL：03-5253-1111（内線 4452）

FAX：03-3591-9072

※問い合わせは、平日の午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分（午後 12 時 15 分～午後 13 時 15 分を除く。）とする。

③ 提出書類及び部数

ア：診療科偏在対策のための適切な遠隔医療等推進事業応募申込書
・・・・・・・・ 1 部

イ：診療科偏在対策のための適切な遠隔医療等推進事業企画書
・・・・・・・・ 5 部

ウ：団体経歴（概要）、応募団体の活動が分かる資料
・・・・・・・・ 5 部

9. 事業団体の選定について

厚生労働省医政局医事課において、応募団体が応募条件に該当する旨を確認の上、医政局に設置する「診療科偏在対策のための適切な遠隔医療等推進事業に係る企画書評価委員会」において、提出された企画書等の評価（非公開）を行い、その評価結果に基づき実施団体を選定する。

なお、必要に応じ応募団体に対しヒアリングを実施する。（その場合は予め応募団体へ日時等の連絡を行う。）